

物価の値上がりをセーブし、賃金を上げる 安心な国民生活を求める意見書

昨年来、コロナ感染の世界的パンデミックと相まって、原油価格の高騰に起因する、物価の値上がりが続いている。

すでに昨年10月時点で、ガソリンが16.5%と、灯油、電気代等のエネルギー関連の価格が大きく値上がりした。また輸入牛肉や食用油、マヨネーズの食料品も大きく上昇した。物価全体を押し上げている大きな要因としては、国際的な原材料価格が上がっていることであり、原材料の中でも原油、鋼材、鉄鉱石、木材など、また小麦や大豆などの穀物、食肉の国際価格も値上がりしている。この背景にはコロナ禍や異常気象などの影響で生産量が減少し、産油国が大幅な増産に慎重な姿勢を示していることがあり、需要に対する供給が追いついていないという事態になっている。

わが国も昨年10月から、マーガリンやレギュラーコーヒー、菓子などの食料品の出荷価格が上がり、ガラス建材やガソリンと灯油の小売価格が7年ぶりの高値の水準に達した。

さらに昨年11月には、電気料金が大手10社、ガス代も大手4社ですべて値上げをされ、市民生活の家計に大きな打撃を与えている。とくに生活必需品の高騰が続いているのは今年に入ってもなお続いており、政府はガソリンや灯油価格の上昇をセーブするために中間事業者に補助金を手当てしているが、本市においてもレギュラーガソリンを1リットル当たり170円を超えて販売する小売店は多々あり、また値段を据え置いたまま内容を減らす実質的な値上げ、いわゆるステルス値上げや便乗値上げが懸念されている。コロナ禍で生活困窮者が増加している中で、市民は不安な生活を強いられている。よってこれ以上の生活必需品や物価の値上げに歯止めをかけ、物価上昇を上回る賃金の引き上げを長期的に計画実施することが求められる。依然として金融緩和政策を継続する日銀の経済対策についても、再検討を行い、国民が安心して生活できるよう早急に対策を講じることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣	各宛
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	